

第5章 情報ネットワーク社会における公共圏 ——ハーバーマス理論の応用に向けての試論——

1 はじめに

——公共圏概念の位置——

ハーバーマスの知的履歴の出発点に位置する著作『公共性の構造転換』(Habermas [1962] 1990 = 1994) で提示された公共圏 (Öffentlichkeit) をめぐる議論は、この概念が public sphere という訳語とともに導入された英語圏をも含めて、今日に至るまで広範な影響や批判を呼び起こしてきた。ハーバーマス自身によるそれ以後の公共圏論の展開も含め、それらの議論の多くは、社会におけるメディアの機能ないし役割というフランクフルト学派の伝統的なテーマのひとつの延長線上に展開されてきたといえる。すなわち、一方では政治的支配の道具としてのメディア、他方では民主的な意志形成の基盤 (すなわち公共圏の基盤) としてのメディアという、相反する二つのイメージの振幅の中でそれらの議論は展開されてきたのである。

『公共性の構造転換』における歴史的メディア像は、この振幅の両端を最初から含んでいた。すなわち、初期市民社会における公共圏の基盤としてのメディアから、後期資本主義社会における政治的 (および経済的) 支配の道具としてのメディアへという、すなわちメディアの世論形成機能の衰退というネガティブな通時的变化がそこでは語られていたのである。この『公共性の構造転換』以来現在に至るまで、現代における批判的公共圏の「再建」という課題は、ハーバーマスにとって根底的に重要な課題でありつづけてきた。なぜなら公共圏は、「未完のプロジェクト」としての近代の救済をめざ

すハーバーマスの思想的志向の中にあつて、救済すべき「近代」の中核をなすコミュニケーション的合理性が実現される基盤としてつねに位置づけられてきたからである。

本書とくに第3章で検討してきた、パソコン通信やインターネットに批判的公共圏の再建の可能性を見いだそうとする一連の議論は、初期市民社会の活字メディア、あるいはそれ以前に市民の議論の場となっていたサロンやカフェという物理的空間にみられた世論形成の潜在力を、新しい双方向的メディアとしてのCMCネットワークの中に再発見しようとするアプローチとして位置づけることができる。

やはり本書でたびたび指摘してきたように、こうした議論を技術決定論ないしメディア決定論的な視点から理解すべきではないだろう。単に技術的基盤を一方向的なマス・メディアから双方向・多方向的なインターネットに置き換えさえすれば、そこに自律的で批判的な公共圏が出現するはずだという発想がありうるとしたら、それは技術決定論であり、かつ素朴な楽観論でしかない。社会空間としてのインターネットは、(第1章で述べたように)きわめて多くのアンビヴァレンスと未知数を抱えている。それゆえ、現在の時点でインターネット空間における公共圏の展開の可能性という問いに対して結論的な解答を求めるのは時期尚早であるといわざるをえない。ハーバーマス自身が慎重に、「インターネットは……生活世界への順応に強く抵抗しているが、こうしたインターネットがどのような精神的影響を生み出すことになるのか、これはいまなお評価するのは困難である」(ハーバーマス 1999: 72-3)と述べているのは妥当であろう。

こうした現状においてまず必要とされるのは、第一にインターネット空間における批判的公共圏の形成の可能性という問いそのものを、理論的な枠組の中で明確に分節化していく作業であり、第二に、

その可能性の発現と解釈できるような経験的事例を通じた考察を深めていくことである。本章の目的は、この二段階のアプローチによって、インターネット空間における公共圏の構想をハーバーマスの公共圏論の応用の試みとして展開することである。

以下、第2節では、まず公共圏概念をインターネット空間に適用するための準備作業として、ハーバーマスの公共圏概念の特性を検討し、第3節ではそれを踏まえ、インターネット空間における批判的公共圏の形成の可能性について理論的に考察する。そして第4節・第5節では経験的事例の検討を通して、第3節での理論的考察を検証していく。最後に第6節では、これまでの考察を踏まえ、また本書全体の暫定的結論をも兼ねて、情報ネットワーク社会における公共圏の一般理論の構築に向けての理論的ラフスケッチを提示する。

2 公共圏概念の理論的検討

市民的公共圏の原理——平等性・公開性・自律性

公共圏の歴史的展開や、公共圏概念がハーバーマスの理論体系全体の中で占める位置についての学說的検討は付論に譲ることとし、ここでは本章の課題に関連する限りで重要性をもつと考えられる公共圏の特性について理論的に検討しておきたい。

公共圏とは最も端的には「意見に関するコミュニケーションのためのネットワーク」であり、その中で「コミュニケーションの流れはフィルターにかけられ総合されて、そのときどきのテーマごとに束ねられた公的意志＝世論 (*öffentliche Meinung*) として集約される」(Habermas 1992: 435)。また公共圏はそれと同時に、コミュニケーション的行為自体によって再生産される「社会空間」でもある(Habermas 1992: 436)。

そうした社会空間として歴史上最初に形成されたのは、西欧の初期市民社会でカフェやサロンを主な舞台として成立した文芸の公共圏、つまり文学・芸術作品に関する議論を通して市民がアイデンティティを形成していく自己啓蒙の場である。文芸の公共圏においては、次の三つの原理が制度的基準として確立されていた（Habermas [1962] 1990: 96-9 = 1994: 55-7）。

①「社会的地位を度外視」し、「単なる人間」として対等に議論すること（平等性）。

② 討論対象を入手し議論できる財産と教養さえあれば、すべての私人が「公衆」としてそこに参加しようということ（公開性）。

③ 文学・芸術作品の解釈を教会や国家の権威に委ねることなく、自律的で合理的なコミュニケーションによって、自分たちにとっての作品の意味を求めていくこと（自律性）。

この三つの制度的基準、すなわち平等性・公開性・自律性は、文芸の公共圏が公権力に対する批判の場、すなわち政治的公共圏へと変化していくための基礎ともなった。すなわち、この三つの基準を成立原理とすることによって、公共圏で形成された世論は、政治システムを批判しコントロールしようするための妥当性の基礎をもちえたのである。

ただし、この三つの基準に基づく公共圏は、いうまでもなく歴史的現実をそのまま反映したものではなく多分に規範的概念であり、またそれと同時にひとつの理念型——コミュニケーションの合理性に基づき、システムに対する批判的世論を形成する社会空間——として提示されていることに注意しなければならない。

現代の公共圏——自己言及的社会空間

以上のような市民的公共圏（文芸の公共圏および政治的公共圏）の理念型はマス・メディアや大衆社会の発達とともにしだいにその実体

を失ってゆくが、現代社会における公共圏の可能性についてハーバーマスは否定的にのみ評価しているわけではなく、むしろ次のような新たな展開の可能性を述べている。

公共圏という社会空間は、やがて物理的現前から離れて、メディアによって媒介された仮想的な空間へと拡張し「抽象化」する。しかしこの抽象化・仮想化の後も、公共圏の社会空間としての特性が失われることはない。[たとえばパソコン通信の電子会議室が「フォーラム」と呼ばれるように]かつて公共圏の物理的空間に与えられた「取り囲まれた空間をあらゆる建築的比喩」がしばしば用いられるという事実が、そのことを示している。

このような現代の公共圏においては、市民的公共圏の三つの成立原理、すなわち平等性・公開性・自律性は、次のようなかたちでそれぞれ（場合によっては変形を受けながら）具体化される〔この点はハーバーマスは明確には述べておらず、筆者の視点からの解釈である〕。

① 平等性に関して。マス・メディアを媒介として拡張され抽象化された公共圏においては、かつての市民的公共圏における「単なる人間」としての対等な関係とは異なり、「アリーナとギャラリーの分化、舞台と観客席の分化」[いいかえればアクターとオーディエンスの分化]が起こる。アリーナに主役として登場するアクターは、既存の政党や圧力団体、宗教界・学会・芸術界あるいは芸能界などの有名人、そしてジャーナリストなどである。アクターは公共圏での「影響力をめぐる闘争」において公衆に対して主導的地位を占めているが、その影響力は「最終的には……公衆の共鳴に、さらに言えば同意に支えられている」(Habermas 1992: 440)。すなわち、アクターは公共圏の中でオピニオン・リーダーとしての役割を果たすが、その地位は多数のオーディエンスの支持によって支えられている。

② 公開性に関して。これはさらに次の二つの側面に分けられる。

②a 公共圏は、そこで論じられるテーマの面でも空間的規模の

面でも、「何重にも分岐し」複数化している。テーマの面では学問・文学・芸術・宗教あるいはフェミニズムや福祉・社会政策などの様々な領域に分節化され、また規模の面ではローカルな「ちよつとした居酒屋・喫茶店・井戸端会議」から、「ロックコンサートや党大会、教会大会」を経て、「個別化され地球規模で散在する読者・視聴者という、マス・メディアによってつくられた抽象的公共圏」にまで至る。しかし、こうした「一切的部分的公共圏は、互いに相互浸透するための通路を数多くもっている」。この通路は、公共圏に理念的に組み込まれている「無制約な平等と内容へのアクセスの権利」の原理によって確保される（Habermas 1992: 452）。ここでハーバーマスが示唆するのは、複数のローカルな公共圏が「相互浸透する通路」を通じて接続しあい、よりグローバルな公共圏へと拡大・普遍化していくという可能性である。

②b 公共圏は生活世界の内部に位置づけられるが、家族・近隣社会・友人関係・同僚関係などの私的生活圏（private Sphäre）とは区別される。ただし「公共圏のコミュニケーション回路は、私的生活圏と接続されており、公共圏において論じられるテーマは、まず個々人の私的生活圏において主題化され、そこからフィルターにかけられ、公共圏へと引き出される。すなわち、私的生活圏から公共圏へというテーマの流れが存在する（Habermas 1992: 442-3）。

③ 自律性に関して。社会空間としての公共圏は自己言及的な構造をもっている。とくに現代の公共圏は、政治に対する「二重の方向づけ」を特徴とする。「二重の方向づけ」とは、公共圏は「直接に政治システムに影響を与えると同時に、市民社会と公共圏の安定化と拡張、自身のアイデンティティと行為能力の確保、これらにも再帰的にかかわる」ということである。この自己言及性によって、公共圏は「自己関係的」に再生産される（Habermas 1992: 447）。つまり公共圏は、世論形成によって政治システムに対する批判の機能を

果たすのみならず、その批判の回路は公共圏（ないし生活世界）自身にも自己言及的・自己反省的に向けられ、それによって公共圏の再生産、担い手自身のアイデンティティやコミュニケーション能力の形成がおこなわれるということである。現代の公共圏の自律性の基礎は、この自己言及性によって確保されると考えられる。

以上の諸点に整理される現代の公共圏の諸特性は、ハーバーマスが現代の具体的な公共圏の中に市民的公共圏の理念型への接近の可能性として見いだしたものであり、その意味で公共圏の「準理念型」と呼ぶことができよう。

3 情報ネットワーク社会における公共圏の可能性

理念型への接近

先述のように、ハーバーマスの公共圏概念は実体的概念というよりは規範的概念であり、それはつねに、歴史的・社会的現実という文脈の中に置きなおされ、現実との緊張関係を踏まえながら、批判の根拠として位置づけられてきた。したがって、情報ネットワーク社会における公共圏について構想する際にも、公共圏の理念型がはらむ現実との緊張関係、そしてこの緊張関係を踏まえたうえでの批判という、複眼的な視点をつねに保持していく必要がある。具体的には、上述のような公共圏の理念型に接近していく可能性と、逆に理念型から離反していく可能性という両面から、情報ネットワーク社会における公共圏の可能性を理論的に考察していくというアプローチをとらなければならない。

そこで、ここではまず理念型への接近の可能性という側面から考察をおこないたい。

ハーバーマスによる現代の公共圏の準理念型は、先述の内容からも明らかなように、多分にマス・メディアによって媒介された公共

圏を前提としていた。しかしながらマス・メディアとインターネットのあいだには、技術的特性レベルでの一方向性と双方向・多方向性という違いのみならず、それらに対して社会的・文化的に付与された意味ないし機能においても多くの本質的な差異が存在する。そうした差異を考慮すれば、インターネット空間における公共圏が公共圏の理念型に接近していく可能性について、次のように構想することが可能である。

① 平等性に関して。インターネット空間が基本的に、既存の社会的属性・社会関係から自由な参加とコミュニケーションを許容する社会空間である点で、平等性を確保するうえで有利な環境を形成していることはまず指摘できよう。

マス・メディアに媒介された現代の公共圏で生じるアクターとオーディエンスの分化は、インターネット空間においても発生しないわけではない。ただしマス・メディアにおけるアクターが、しばしば既存社会の権威や声望に依存しているのに比較して、インターネット空間におけるアクターはインターネット空間内部での自らの情報発信能力を基盤として登場することが多い（その典型的な例は、第5節で触れる市民団体EFFにみることができる）。そうした意味でインターネット空間においては、マス・メディア空間と比較して、アクターとオーディエンスの役割分化は相対化するといえる。

② 公開性に関して。インターネット空間への参加には一定の技術的基盤の所有と技術的知識が前提となるが、それ以外には基本的に参加を制約する条件は存在しない。その意味では、インターネット空間は原理的な公開性を確保している。さらにインターネット空間がもつネットワーク性（新たな社会関係の形成）という特性は、この公開性をより拡大する可能性をもつ。とくに先述の現代の公共圏の準理念型との関係においては、次の二点が指摘できる。

②a 複数の公共圏が互いに相互浸透するための通路を確保する

うえて、インターネットがきわめて高い技術的有効性をもっていることは疑いないだろう。ハーバーマスはこの「通路」を、「無制約な平等と内容へのアクセス権」という規範的要請のレベルでのみ提示していたが、インターネットはそれを具体的に実現する可能性を切り開いたといえる。その具体例は、第5節で述べるアメリカの通信品位法反対運動において、多くの市民団体や個人がインターネットを通じて連帯したケースにみることができる。

②b 現在のインターネット空間はマス・メディアよりも遥かに、「私的生活圏からのテーマの流れ」を受け入れやすい構造になっている。これは、第1章で述べたように、1990年代のインターネットの大衆化・個人利用者の増加によってさらに加速されたといえる。インターネット空間においては、私的生活圏からのテーマの流れはローカルな「井戸端会議」的範囲にとどまることなく、きわめて容易にグローバルな空間へと流出し影響力を行使することができる。その典型は、第1章の「はじめに」で触れた「東芝批判ホームページ」にみることができよう¹。

③ 自律性に関して。先述のように現代の公共圏における自律性の基礎は、その自己言及性（自己反省性）にある。インターネット空間およびその内部の多数の仮想空間は、(第2章で述べたように)それ自体の中から共有すべきリアリティや規範を創出するという意味で、自己言及性の高い社会空間であり、それゆえ公共圏の自己言及性という特性と高い親和性をもっている。それを典型的に示しているのが、(第1章で述べた) RFC (Request For Comments) という意志決定

1 より政治的世論形成に志向したケースとしては、1995年に日本の大学院生が、フランスの核実験再開への反対署名をインターネットで募り、79箇国から2万人の署名を集めたという典型的な事例があげられる（『朝日新聞』1995年7月23日付朝刊）。

方式、すなわちインターネットの様々な規格・規約をユーザー自身の提案に基づいて定めていく方式であり、RFCは「インターネットというメディアが提供する世界大の“議論の場”」（古瀬・廣瀬 1996: 171）、いわばグローバルな公共圏によって実質的に支えられているのである。

このような自己言及的規範形成は、既存の社会関係にとらわれないネットワークを基盤とすることによって可能になる。それゆえ、インターネット空間はネットワーク性（新たな社会関係の形成）をさらに促進する方向で規範形成をおこなうことにより、より高い自律性を実現することができると思われる。

理念型からの離反

インターネット空間における公共圏が、上述のような公共圏の理念型へ接近していく可能性をもつ一方で、逆に理念型から離反していく可能性をもつことは否定できない。この両面性は、(第1章で述べた) 情報ネットワーク社会におけるアンビヴァレントな社会的志向の布置状況を反映している。

理念型から離反していく可能性については、次のように予測することが可能である。

① 平等性に関して。インターネット空間を平等性から離反させる第一の要因は、いうまでもなく（第1章、第4章などでも述べた）「情報強者」と「情報弱者」との情報格差、あるいはアクセス権の不平等の存在ない拡大という問題である（この問題はいうまでもなく、公開性にもネガティブに影響する）。インターネットが全体社会へ拡大すればするほど、この「情報格差」もまた必然的に拡大せざるをえないという意味で、この問題は根本的なジレンマをはらんでいる。

さらに、経済システムによるインターネットの市場化が進行すれば、大企業などの経済的強者がインターネット空間における新たな

アクターとして登場してくることにより、情報格差はさらに拡大していくことが予想される。

② 公開性に関して。インターネット空間を公開性から離反させる最大の要因は、政治システムによる監視およびそれに基づく規制である。複数の公共圏が相互浸透する通路や、私的生活圏からの自由なテーマの流れを確保するうえで、インターネットがいかに高い技術的可能性をもっていたとしても、それは言論・表現・結社の自由という憲法上の権利を保障する民主的法治国家の枠組の中ではじめて有効に機能することに注意しなければならない（事実、中国などの社会主義圏では、インターネットに対して検閲を含む強い規制がおこなわれていることが知られている）。

とりわけ政治・行政システムの情報公開と個人情報の保護とを核とする情報民主主義の原理が法的・制度的に確立されていない場合には、インターネット空間への監視の強化が民主主義一般にとってさらに危険性を増すのは明らかであろう。

③ 自律性に関して。上述のような経済システムによる市場化、ならびに政治システムによる監視・規制は、インターネット空間の自律性にもネガティブな影響を及ぼす。しかしながらインターネット空間にとってより本質的な問題は、匿名性の増大によってネットワークが破壊され、自己言及的・自律的な規範形成が困難になるという可能性である。この無規範化の可能性が、(第1章で述べたように)個人の匿名的でミクロな行為の連鎖、あるいはミクロな権力への欲望の増殖というかたちで、すでに至るところで現実のものとなりつつあるのは周知のとおりであり、またこれが政治システムによるインターネット空間への監視・規制をさらに強める呼び水となっていることはいうまでもない。

以上のように、平等性・公開性・自律性の三原則からなる公共圏の理念型からインターネット空間を離反させていく諸要因は、現代

の情報ネットワーク社会の至るところで顕在化しつつある。したがって、インターネット空間における批判的公共圏の形成の可能性という問いは、まずこうした諸要因をいかにしてコントロールし、平等性・公開性・自律性という理念を実現に近づけていくかという課題として問われなければならないだろう。

以上述べてきた、ハーバーマスの公共圏概念の理念型および現代における準理念型、そして今後の情報ネットワーク社会における公共圏がもつ、理念型への接近と理念型からの離反という二つの可能性についての考察をまとめれば、次のような理論的見取図を描くことができるだろう（図5-1）。

図5-1 公共圏の理念型への接近と理念型からの離反

市民的公共圏 (理念型)	現代の公共圏 (準理念型)	情報ネットワーク社会における公共圏	
		理念型への接近	理念型からの離反
平等性	アクターとオーディエンスの分化	平等化 分化の相対化	情報格差の拡大 経済システムによる市場化
公開性	複数の公共圏が相互浸透する通路	同左、さらに拡大 (ネットワーク性)	政治システムによる監視・規制
	私的生活圏からのテーマの流れ		匿名性 ミクロな権力への欲望
自律性	自己言及性		

ミクロ公共圏とマクロ公共圏

以上の理論的考察を基礎とし、以下では経験的事例の検討を通して、情報ネットワーク社会における批判的公共圏の形成の可能性を

探りたい。

ただしその前に、経験的事例の整理のための補助的な枠組として、公共圏をマイクロ／マクロの二つのレベルに分けてモデル化しておくことが有効であると思われる。この区別は、いうまでもなく第4章での電子民主主義におけるマイクロ／マクロの区別に対応している。端的にいえば、マイクロな（電子）民主主義の基盤がマイクロ公共圏、マクロな（電子）民主主義の基盤がマクロ公共圏として、それぞれ位置づけられる。

マイクロ公共圏とは、組織化されていない個人が主要なアクターとなり、参加者にとってのアイデンティティ形成の場となるような公共圏である。そこで論じられるテーマは必ずしも政治的なものに限定されず、日常生活や趣味なども含めた多様な領域にわたる。これは、世論形成ないし政治システムへの批判よりは、自己言及性の側面をより強くもつ公共圏のモデルといえる。CMCネットワークを基盤とするマイクロ公共圏の場合、その空間的範囲は仮想空間の内部に限定される場合が多くなる。

マクロ公共圏とは、市民運動などのかたちで組織化されたアクターが中心となり、政治システムへの批判を中心的役割とする公共圏である。したがってその活動空間は必ずしも仮想空間ないしインターネット空間の内部だけには限定されず、それをとりまく外部の政治システムあるいは経済システムにかかわる問題に対して積極的にコミットしていくことになる。

これまで公共圏をめぐる多くの議論においては、生活世界で形成された世論を通してシステム（とくに政治システム）を批判的にコントロールしていくという役割が、公共圏に対してもっぱら期待されてきた。しかしながら公共圏を政治システムに対する批判機能によってのみ評価するのは一面的なアプローチであるといわざるをえない。むしろ公共圏という社会空間は、その批判機能を公共圏ないし

生活世界自身にも自己言及的・自己反省的に向けることによって、討議が実現しうるための社会的条件を形成した再生産する空間であるという点に本質をみるべきであろう。なぜなら、(文芸的公共圏と政治的公共圏の関係が歴史的に示すように) 自己言及性・自己反省性という基礎のうえでのみ、政治システムに対する世論形成を通じた批判も可能となるからである。その意味で、マイクロ公共圏はマクロ公共圏の基礎としてきわめて重要な意味をもつものとして位置づけられなければならない。

4 ミクロ公共圏

——パソコン通信フォーラムにおける討議——

事実の経緯

まずマイクロ公共圏の形成について考察するための事例として、NIFTY-Serveの「コミックフォーラム」でおこなわれた、性表現の自由に関する議論についての安川一・杉山あかし(1999)による事例研究を参照しながら検討したい。

このフォーラムでは、マンガ同人誌における性表現の規制を推進・容認する立場と、表現の自由を擁護し規制に反対する立場とのあいだに基本的な対抗関係が存在した。この両者は、1994年に「マンガ作品の性表現に関する警察からの警告に対し、経営陣が自発的に千葉県で幕張で開催予定であった同人誌即売会を中止とした」という事件の発生を受けて、激しい議論を展開する(安川・杉山 1999: 98)。

「性表現に関する制約はコミック同人誌作家にとって大きな足かせとなる」として、性表現の自由を擁護する側の中心人物が規制推進派とフォーラムで論争する一方、この人物の発言は他の多くのパソコン通信ネットワークに転載されたり、またパソコン通信という

仮想空間を離れ、様々なチャンネルを通じて多くのコミック同人誌活動をおこなっている人々に配付されることによって「世論づくり」がなされた。この後開催された他のマンガ同人誌即売会では、この問題に関する資料集なども販売されたという（安川・杉山 1999: 99）。

一方、規制推進・容認派の発言は、論争の展開の中で「逆説的な意味」を担うことになる。たとえば同派が「青少年の健全な育成」を規制の論拠にしようとする、「子どもの権利条約」が子どもを『保護の対象』としてではなく『権利行使の主体』と捉えている点をあなたはどう考えているのかという反論に出会い、「原理的なレベルでの相手の主張を引き出す役割を担う」ことになった。

問いかけの深化は、すべてのものの価値をその存立基盤にまで遡って課題化して行くことになる。ここでパソコン通信のフォーラムという議論空間は、所与の価値観を疑うことにより、新たな社会的意味生産を行なう場となる可能性を持つ。（安川・杉山 1999: 100）

以上のように安川・杉山は結論づけている。いいかえればこのケースでは、議論の前提となる生活世界の背景的認識や価値が新たな議論のテーマとして引き出されるという意味で、まさにハーバーマスのいう「討議」が展開されたといえることができる。

考 察

この事例が示唆するものは、次の二点に整理することができよう。

第一に、マイクロ公共圏は、私的生活圏からテーマの流れを受け入れ、問題化することに適しているという点である。ハーバーマスがいうように、公共圏全体の中には私的生活圏から流れ込んだ様々な

テーマが「フィルターにかけられ総合されて」やがて「世論として集約される」という大きな流れが存在するとすれば、マイクロ公共圏はその流れの上流部分に位置するといえる。

このことは、パソコン通信が「〈問題解決型のメディア〉というよりも〈問題提起型のメディア〉」の傾向をもつという指摘（加藤 1991: 226）とも一致する。「主題化されうるものの地平の拡大」こそ「生活世界の合理化」の指標であるとするれば（Habermas 1985b: 186 = 1995: 255）、インターネットやパソコン通信を基盤として問題提起機能を果たすマイクロ公共圏は、生活世界の合理化を推進する役割を担うものとして位置づけることができよう。

第二に、しかしながらマイクロ公共圏がもつこの可能性は、現実には多様な社会的アンビヴァレンスの中で変形を受け、あるいは封殺されることもありうる。「コミックフォーラム」のケースにおいて論争の展開を主に規定したのは、「青少年の保護」を論拠に性表現の規制を主張する立場、いわば生活世界の伝統的価値を擁護する志向性と、そこで依拠されている価値の根拠を批判しようとする志向性との対立であったと考えられる。マイクロ公共圏は私的生活圏に隣接しているがゆえに、生活世界の前反省的・伝統的価値が議論の前提として流れ込むことが多く、それゆえに生活世界の合理化とは逆行する志向性をも受容しやすいということが指摘できるかもしれない。

5 マクロ公共圏

——米・通信品位法をめぐる——

対立の構図

マイクロ公共圏が、上述のように公共圏全体の大きなテーマの流れの上流、すなわち私的生活圏に近い場所に位置づけられるとすれば、

マクロ公共圏は、その流れの下流、つまり政治システムに近い場所に位置づけられるといえよう。ここではその事例として、アメリカの通信品位法をめぐる議論を取り上げたい。

1996年2月に成立した新しい通信法の一部である通信品位法(CDA=Communication Decency Act)は、ポルノなどの「有害情報」から未成年者を保護するために、インターネット上で画像・テキストを問わず「下品な(indecent)」もしくは「明白に不快な(patently offensive)」情報を掲示、通信した者を処罰するというものであった(罰則は、2年以内の禁固あるいは25万ドル以下の罰金を科すというものであった[木村・土屋 1998: 155])。これに対し多くの市民団体などが、こうした情報発信の規制は、言論の自由を保障したアメリカ合衆国憲法修正第1条²に反するとして、大規模な反対運動を展開した。

この反対運動において中心的な役割を果たしたアクターは、ACLU (American Civil Liberation Union)、CDT (Center for Democracy and Technology)、そしてEFF (Electronic Frontier Foundation)などに代表される、いわゆるリベラル系の市民団体である。それらはいずれも自らのホームページで情報提供や意見表明をおこなうことなどによって、インターネット空間での世論づくりを主導した。一方、通信品位法賛成派の団体としては、「現在アメリカで最も強力な圧力団体といわれている」キリスト教徒同盟(Christian Coalition)や、「家族重視」をモットーに反ポルノを掲げる“Enough is Enough”などの圧力団体が、従来型のロビー活動を展開した(木村・土屋 1998: 152-4)。

2 合衆国憲法修正第1条の全文は次のとおり。「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律、また言論および出版の自由を制限し、または人民の平穩に集会をし、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵す法律を制定することはできない。」(宮沢編 1983: 51)

このようなアクターの対抗関係から示唆されるように、通信品位法をめぐる論争は保守対リベラルというアメリカの伝統的な政治的価値の対立の反映という側面を強くもっており、通信品位法制定の背景には、保守派政治家によるインターネット規制の動きが存在した。法案を推進した一人である Grassley 上院議員は、1995年6月26日、議会において「カーネギーメロン大学の研究者によって指導された注目すべき論文」を論拠とし、「インターネットで入手できるすべてのコンピュータ化された画像のうち83.5%が、ポルノグラフィ」であったという発言をおこなった。しかしここには、「故意からか無知からかは判らないが」いくつかの誤解があった。同上院議員が発言の根拠とした論文によれば、調査対象となったのはインターネット全体ではなく、あくまでUSENETニュースグループの中の成人向け電子掲示板のみに過ぎなかった。この論文で提示されているデータから計算しても「ポルノグラフィは、全インターネットの情報量のうち、0.5%」に過ぎなかったにもかかわらず、「83.5パーセントという数字が一人歩き」し、結果的にこの論文は「インターネットを規制するための武器を切望していた保守派政治家に格好の武器を与え」るかたちとなった（奥田 1996: 247-50）。

しかしこの法案をめぐる論争においてより重要なのは、伝統的にハッカー文化に基づいて運営されてきたインターネット空間の自律性を守ろうとする勢力と、政治システムによるインターネット空間の規制を強めようとする勢力との対立という側面である。後者の勢力は、インターネットの商用化をより促進するために、それをマス・メディアとくにTVと同様のやり方で規制し、無害で「安全な」空間にしようとするという志向をももっていた（Breslow 1997: 237）。その意味で、通信品位法の法制化の動きは、政治システムと同時に経済システムによるインターネット空間の「植民地化」への動きであったとみることもできる。

通信品位法反対派の主張のポイントは、インターネットにおけるポルノそのものを擁護することではなく、主として次の三点にあった。

第一に、「下品」「明白に不快」という曖昧で主観的な定義による規制は拡大解釈される危険があり、これによってインターネットに対する検閲が正当化され、言論・表現の自由が侵害される。

第二に、(第一点と関連するが)活字メディアなど他のメディアでは合法的にアクセスできる情報(文学作品、絵画、ヌード写真、あるいは性教育やセクシュアル・ハラスメント関連の記事など)までがインターネット上では流せなくなるのではないかという危惧である。「書店や図書館で許されているものがなぜインターネットでは許されないのか。通信品位法は子どもを守るのではなく、大人を検閲することにつながり、その目標を超えて適用される危険性があるというのである。自由な通信メディアであるインターネットがアメリカで最も規制されるメディアとなってしまうという危惧がそこにはあった」(木村・土屋 1998: 157-8)。

そして第三に、未成年者をポルノなどの有害情報から守るのは親の責任であり、またそのためのソフトウェア的手段は容易に開発可能である、という点である。

反対運動の経緯

反対運動は主として、違憲訴訟と、法廷外でのキャンペーン・世論づくりという二つの方法でおこなわれた。

クリントン大統領が法案に署名した2月8日、規制に反対する市民団体、出版社、通信事業者など57団体が、上述のような理由から通信品位法は違憲であるとして、フィラデルフィア連邦地裁に同法の施行差し止めを求める訴訟を起こした。また2月27日にはアメリカ図書館協会を筆頭とする40以上の企業・団体からなる原告団

が、ほぼ同じ内容の訴訟を同地裁に起こした。同地裁は二つの訴訟をまとめて同時に扱うこととし、連邦高等判事一人を含む三人の判事からなる特別法廷を構成した。

フィラデルフィア連邦地裁特別法廷は全員一致で、6月11日、原告側の主張をほぼ全面的に認め、インターネットの通信内容を政府が規制することは憲法修正第1条が禁止する検閲にあたりとし、これを禁止する判決をくだした。これを不服とし連邦政府・司法省は連邦最高裁に飛躍上告をおこなったが、最高裁も翌1997年6月26日、これまでの裁判所の判断を支持し、通信品位法は違憲であるとの判決をくだした。判決理由のポイントは三つあり、①インターネットは修正第1条の高度な保護に値する独自のメディアである、②したがって、通信内容に対する規制は違憲である、③ユーザー側で有害情報をカットするための技術は、内容規制よりもはるかに効率的であり、かつはるかに非制限的である、というものであった。すなわち、反対派の主張は三点ともほぼ全面的に認められたことになる。この判決を受けて通信品位法反対派は勝利宣言を出した(木村・土屋 1998: 162)。

一方、法廷外でのキャンペーン・世論づくりは主としてインターネット上でおこなわれた。通信品位法が制定されたその日に、EFF (Electronic Frontier Foundation) の中心人物の一人であるジョン・ペリー・バーロウは、「私たちが築きつつあるグローバルな社会空間は、本質的に圧政から独立したものである」とする「サイバースペース独立宣言」をEFFのホームページでおこない、インターネット空間への政府の干渉を強い調子で非難した (Barlow 1996)。また、やはりEFFが中心となって展開された「ブルー・リボン・キャンペーン」(「オンラインでの表現の自由のためのキャンペーン」) では、政府によるインターネット空間への介入・検閲への反対の意志を、各自のホームページに貼りつけるブルー・リボンのシンボルによって表明し、こ

のブルー・リボンをクリックすることでEFFの通信品位法反対に関するホームページにリンクできるというものであった。この運動には主だった反対派市民団体が参加したのみならず、アメリカ内外の多くの団体・個人のホームページがこのブルー・リボンのシンボルを貼りつけることによって、反対運動への賛同の意志を表明した(木村・土屋 1998: 158)。なお、このブルー・リボン・キャンペーンは、現在も中国政府によるインターネットの検閲への反対運動を主なテーマとして続けられている (Electronic Frontier Foundation 1999)。

EFFは(第1章で詳述したとおり)インターネットにおける市民的自由の擁護を目的として、上述のバーロウらによって1990年にサンフランシスコで設立された市民団体である。それはハッカーたちをその中心的メンバーとしつつも、単にハッカーのみの利害を代表する団体ではなく、「情報の自由な流れにともなって生じる深刻な諸問題」に関して、既存社会との調整をめざして世論形成・政策提言などの活動をおこなうことを基本的な「使命」としている (Electronic Frontier Foundation 2000)。

こうしたEFFの活動の本質は、かつて初期インターネットのハッカーたちの運動の根底にあった電子民主主義・情報民主主義の理念をより広く社会に浸透させようとすることであるといえる。これに代表されるようなインターネット上での世論形成・政治行動は他の様々な分野での議論に応用され有効性を発揮しつつあるが³、その最も先駆的かつ効果的なケースが、この通信品位法反対運動であったと位置づけることができる(木村・土屋 1998: 168)。

3 その具体的な事例については、岡部(1997)を参照。一例だけあげれば、カリフォルニア州で政府情報のデータベースの公開を求める運動に対する支持が電子メールによって集められ、その結果、情報公開を求める住民の主張が認められている。

考 察

この通信品位法への反対運動を、インターネット空間におけるマクロ公共圏の形成の事例として解釈した場合に読み取れることとして、次の三点をあげることができる。

第一に、この論争を通じて、インターネット空間自体がまさに自己言及的・自己反省的に討議のテーマとして主題化されることにより、その社会空間としての自律性が、言論・表現の自由という憲法理念のもとに、擁護されるべき価値として法的に承認されたという点である。ハーバースがいうように、言論・表現の自由をはじめとする憲法上の基本権は、個人が公共圏に参加するための制度的保障をなす（本書付論を参照）。インターネットがこの基本権の保障に値するメディアとして法的・社会的に認知されたことは、まさにインターネットが公共圏の基盤としての社会的意味を公的に付与されたことを意味するといえよう。

第二に、この運動では、世論形成自体が主としてインターネット空間でおこなわれることによって、国境をも含む既存社会の境界を越えた公共圏の形成の可能性が示されたという点である。ブルー・リボン・キャンペーンには、上述の市民団体や企業などの法人にとどまらず多くの個人が賛同者として参加した。また違憲訴訟には、インターネット上の「申込用紙」で手続きをした国外からの原告をも含む5万人以上の個人が原告として加わったという（『朝日新聞』1997年6月28日朝刊 [大阪版]）。このことは、インターネット空間においてはアクターとオーディエンスの役割分化が相対化し、また多様な複数の公共圏が「互いに相互浸透するための通路」が形成されるという（第3節での）理論的仮説を例証しているといえよう。

また通信品位法反対運動にフェミニズム運動が参加したという事実も、複数の公共圏の相互浸透の典型的な例とみなすことができる。フェミニズム団体「自由な表現を求めるフェミニストたち」

(Feminists for Free Expression) は、性教育、AIDS、乳癌、同性愛、レイプ、セクシュアル・ハラスメントなどの女性をめぐる社会的諸問題に関するインターネット上での議論までも、通信品位法は禁止しかなえないという危機感から、違憲訴訟の原告に参加した(木村・土屋 1998: 167-8)。

第三に、公共圏と経済システムとの関係は、必ずしもつねに対立的なものとは限らないという点である。先述したように、たしかに通信品位法は経済システムによるインターネット空間の植民地化という側面ももってはいた。しかしその一方で、違憲訴訟の原告団に通信事業者などの情報通信関連企業が参加したことに象徴されるように、インターネット空間の自律性を擁護し、自由なコミュニケーションの場を確保することが、むしろ経済的利益と一致するという側面もある。すなわち、公共圏と経済システムとのあいだには、いわば戦略的協調関係が成立する余地があるといえるのである。EFFと並ぶ通信品位法反対派の中心団体のひとつであるCDT (Center for Democracy and Technology) が40以上の情報通信関連企業からの援助を受けているという事実も、その傍証として解釈することができよう(木村・土屋 1998: 153)。

6 結びにかえて

——理論的ラフスケッチ——

インターネット空間と公共圏の歴史

第4節・第5節で検討された経験的事例はいずれも、どのようにして情報ネットワーク社会の多様なアンビヴァレンスを解決ないしコントロールし、批判的公共圏を実現に近づけるかという課題に対して、多くの示唆を与えるものといえよう。しかしながらこれらはあくまで個別的事例とその検討という段階にとどまるものであり、

これらをただちに、情報ネットワーク社会と公共圏をめぐる一般理論の構想へと直結させることはいまだ困難であるといわざるをえない。そのような一般理論の構想・構築は、あくまで今後の課題としなければならないであろう。

最後に、そうした一般理論の構築に向けての補助線のひとつを理論的なラフスケッチのかたちで提示することによって、本章および本書全体の結びにかえたい。その補助線は、インターネット空間の歴史と、ハーバーマスによって提示された公共圏の歴史とを、あえてその歴史的時間の大きなずれを捨象しながら重ね合わせることで可視化されてくる。

初期インターネットのハッカー文化は、佐藤俊樹もいうように「かなり古典的な啓蒙主義の立場」に立つものであった。そこではつねに個人の実名性が確保され、責任の所在が明らかにされていた。こうしたヴォランタリー・アソシエーションとしてのインターネットは、「近代社会にとって、むしろ先祖返り」であり「近代のもっとも正統的な姿」「原近代」であったといえる（佐藤 1996: 223-4）。

その意味で初期インターネットは、一種の文芸的公共圏の再現とみなすこともできる。文芸的公共圏における市民の自己啓蒙の媒体が文学・芸術作品であったのに対し、初期インターネットにおけるそれは、コミュニケーションの技術的基盤としてのインターネットそれ自体であったといえよう。その技術は単にコミュニケーションという既知の「目的」のための「手段」ではなく、むしろ技術自体がRFCのようなかたちでコミュニケーションのテーマとして浮上するという意味で、まさに成員（とりわけハッカーたち）の自己形成の媒体そのものであったといえる。

1990年代以降のインターネットの大衆化・商業化は、高度な技術的リテラシーをもたない大量の匿名的ユーザーを流入させ、ヴォランタリー・アソシエーションとしての初期インターネットの姿

は、少なくとも表面上は稀薄化したようにみえる。とりわけその「匿名性」が、現在のインターネットをめぐる社会的諸問題の根源として指摘されることも既述のとおりである。それゆえに、「少数の特殊な人々〔すなわちハッカーたち〕の組織だったからこそ、インターネットはすぐれてコミュニティたりえた」（佐藤 1996: 230）という皮肉な視点も成立する。

この匿名的大衆の流入にともなう変容もまた、ハーバーマスが分析した公共圏の構造転換、すなわち19世紀以降のマス・メディアの発達にともなう市民的公共圏の崩壊、そして政治／経済システムにコントロールされる擬似的公共圏の出現という過程ときわめて相似的である。そうした意味で、インターネットにおける「ヴォランティアから商業主義へ」という転換もまた、近代社会創世の歴史のくり返し」（佐藤 1996: 230）として理解することができる。

さらに佐藤がいうように、「社会全体でみた場合、インターネットのコミュニティのようなあり方は将来的にも一部分にとどまるだろう。それが社会全体に一般化するとは考えにくい。日常的な生活のレベルでは、個人個人の生き方はこれからもっともっと多様な姿を取るはずである」（佐藤 1996: 232-3）。そうした個人の生活世界のさらなる多様化は、インターネット空間内に分節化されてくる、多様で自己言及的な仮想空間の増殖によって、さらに加速されるだろう。そうした仮想空間の中では、ポストモダン・アプローチが語るような「アイデンティティの散乱」も現実には生起するだろう。

しかしながら、これも佐藤が認めているように、そうした多様な仮想空間のメタ・レベル、すなわちインターネット空間を含む情報ネットワーク社会全体のレベルにおいては、やはり「自律的な個人主体」をマイクロレベルでの構成要素とし、政治システムと経済システムがマクロレベルでの制御を担う社会、すなわち生活世界とシステムの二層からなる「近代社会」が、今後も存在しつづけると考え

ざるをえない。その意味で、情報ネットワーク社会はあくまでも近代社会の延長線上にある。

自己反省の二重化

それゆえ、インターネットの歴史が近代社会の（とりわけ公共圏の）歴史を反復して再現しているようにみえるのは決して偶然ではない。ハーバーマスやギデンズが述べるように、近代社会の最も本質的な特徴をその自己反省性（reflexivity）ないし自己言及性（self-reference）にみるとすれば、インターネット空間の最も本質的な特徴は、その自己言及性を社会のあらゆるレベルにより一般化しラディカル化するという点にみることができるところからである。それが可能となったのは、いうまでもなく（これまで本書の各所で指摘してきたように）〈仮想社会〉が本質的かつ一般的にもつ自己言及性による。インターネット空間においては、システムの中核部にいる者、あるいは生活世界の文化的再生産を専門的に担ってきた知識人だけではなく、理念的にはすべての市民が情報を共有しコミュニケーションをおこなうことによって、システム／生活世界両方の自己観察、自己主題化という意味での自己言及的営みに参加することが可能となる。

ただし、この自己言及のラディカル化もまたアンビヴァレンスの中にある。なぜなら自己言及は、コミュニケーション的・批判的方向に向けてのみならず、道具的・戦略的方向に向けても、まったく同様におこなわれうるからである。それゆえインターネット空間の中では、自己反省的な公共圏が形成される一方で、電子的な監視社会の形成、あるいは匿名的でミクロな権力追求の連鎖が生起する。かつては潜在的可能性のレベルにとどまっていたそうしたアンビヴァレントな志向性の両面を、インターネット空間はそこに参加するすべての市民に対して一挙に可視化・顕在化させたのである。

しかしながら、近代社会に固有の空間としての公共圏の本質はま

さに、自らをとりまくアンビヴァレンスの全体を自己言及的＝自己反省的に主題化し批判しうるという点にこそあった。それゆえにインターネット空間における公共圏の本質は、インターネット空間によってラディカル化されたアンビヴァレントな自己言及性の全体をも、さらに自己言及的に主題化し批判しうるという点、いわば自己言及＝自己反省の二重化という点にこそ求められよう。

自己反省の深化が「未完のプロジェクト」としての近代の基本的方向性であるとするれば、インターネット空間という新たなフロンティアに形成される公共圏は、このプロジェクトを「完成」へと近づける通路の役割を、少なくともひとつの可能性として担いるのである。